

## 株 主 各 位

名古屋市中村区郷前町一丁目5番地  
株 式 会 社 ア イ ケ イ  
代表取締役社長兼COO 長 野 庄 吾

### 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年8月23日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成28年8月24日（水曜日）午前10時30分  
2. 場 所 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号  
名古屋国際センター 別棟ホール

**※本年は会場が前回と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。**

#### 3. 目的事項 報告事項

1. 第35期（平成27年6月1日から平成28年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（平成27年6月1日から平成28年5月31日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の設定及び監査等委員である取締役の報酬額の設定の件  
第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ai-kei.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付いたしておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年6月1日から  
平成28年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行の金融政策などによる景気の下支え効果もあり緩やかな回復基調となりましたが、中国や新興国の景気減速や原油を中心とする資源価格の下落などを受け、年度末から円高の進行、株式市場の下落などにより景気の先行きは不透明感が強まりました。また、個人消費におきましても、消費者の生活防衛意識が高まり鈍化傾向が見られました。

このような環境の下、当社グループは経営理念であります「ファンつくり」の実現化に向けて「お客様の満足と喜び」＝「私たちの満足と喜び」となるようその実践を重ねております。

メーカーバンダー事業では、雑貨商品、食品商品問わず「美容・健康」ジャンルの商材開発に注力してまいりました。雑貨商品ではロコモティブシンドロームを予防するために立ち上げた自社ブランド「Locox」シリーズの「はくだけエクスパッツ」等の販売を強化いたしました。食品商品では「食べるものにこだわる生き方が楽しい」を応援する自社ブランド「マザーズマーケット」シリーズの「ノンオイルカレー」等の商品開発と販売に注力してまいりました。

SKINFOOD事業では、新商品として「ブラックシュガーパーフェクトシリーズ」、「ミラクルフード10ソリューションシリーズ」、「黒ごくらボリュウムパクト」などの販売を開始いたしました。また、店舗の出退店につきましては、フランチャイズ店1店を含む4店舗を閉鎖した一方、フランチャイズ店1店を含む3店舗を新たに outlet いたしましたことから、当連結会計年度末の店舗数は直営店19店舗（前期末20店舗）、フランチャイズ店1店舗（前期末1店舗）の計20店舗（前期末21店舗）となりました。

ITソリューション事業では、引き続き新商品のチャットシステム「Smart M Talk」（スマート エム トーク）の販売に注力いたしましたほか、既存の主力商品であります音声通話録音システム「VOI STORE」

の販売にも注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高139億8百万円（前期比11.5%増）、営業利益205百万円（前期比219.5%増）、経常利益182百万円（前期比167.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益73百万円（前期は49百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。（売上は外部顧客への売上高を記載しております。）

・メーカーバンダー事業

セグメントの売上高は127億14百万円（前期比13.0%増）となり、営業利益は2億7百万円（前期比9.3%増）となりました。

・SKINFOOD事業

セグメントの売上高は9億47百万円（前期比2.2%減）となり、営業利益は29百万円（前期は57百万円の営業損失）となりました。

・ITソリューション事業

セグメントの売上高は2億46百万円（前期比3.1%減）となり、営業損失は37百万円（前期は72百万円の営業損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は79百万円で、その主なものは新規出店に伴う設備費用及び基幹システムの改修ならびにWEBショッピングサイトの改修等であります。その資金は自己資金及び借入金で充当いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として4億円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (平成25年5月期)	第 33 期 (平成26年5月期)	第 34 期 (平成27年5月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (平成28年5月期)
売 上 高(千円)	12,313,087	11,960,324	12,476,321	13,908,187
経 常 利 益(千円)	233,365	142,529	68,280	182,442
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 ( △ ) (千円)	62,797	△34,466	△49,535	73,396
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	35.70	△19.47	△26.92	39.39
総 資 産(千円)	4,320,951	4,425,074	4,637,242	4,845,916
純 資 産(千円)	1,529,701	1,480,181	1,470,354	1,508,257
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	869.59	831.98	789.20	809.54

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は平成25年4月22日開催の取締役会における決議に基づき、平成25年6月1日付(ただし、平成25年6月1日及び平成25年6月2日は金融機関の休業日のため、実質的には平成25年6月3日付)を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。なお、第32期(平成25年5月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失、及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (平成25年5月期)	第 33 期 (平成26年5月期)	第 34 期 (平成27年5月期)	第 35 期 (当事業年度) (平成28年5月期)
売 上 高(千円)	10,758,563	10,483,537	10,690,841	11,897,033
経 常 利 益(千円)	295,852	58,367	10,196	238,394
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (千円)	38,126	△43,119	△65,683	134,699
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	21.67	△24.36	△35.70	72.30
総 資 産(千円)	4,028,363	4,221,442	4,342,237	4,607,245
純 資 産(千円)	1,529,702	1,471,529	1,445,553	1,544,759
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	869.59	827.12	775.89	829.13

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は平成25年4月22日開催の取締役会における決議に基づき、平成25年6月1日付（ただし、平成25年6月1日及び平成25年6月2日は金融機関の休業日のため、実質的には平成25年6月3日付）を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。なお、第32期（平成25年5月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失、及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社フードコスメ	45百万円	100.00%	SKINFOOD化粧品の販売
アルファコム株式会社	30百万円	100.00%	コンタクトセンターの構築等
株式会社プライムダイレクト	70百万円	100.00%	TVショッピング等

### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、経営理念であります「ファンづくり」の実践を通して、お客様から必要とされる企業グループとなり、その企業価値を一層高めていくことにあります。

メーカーバンダー事業では、「美容・健康」をキーワードとして自社開発商品（プライベートブランド商品）の売上高比率を60%まで引き上げることで、粗利益率の改善を図り、収益基盤を強固なものとしてまいります。また、国内のみにとどまらず海外を販路として、主に化粧品の自社開発商品（プライベートブランド商品）を東南アジア諸国にて拡販を図ります。

SKINFOOD事業では、再来店していただける顧客作りが重要との認識の下、店頭イベントの活性化などを図り、収益力の向上に努めてまいります。

ITソリューション事業では、固定費の圧縮に努めながらも「VOIS T ORE」（音声通話録音システム）の継続販売のほか、チャットシステム「Smart M Talk」（スマート エム トーク）の販売に注力し、収益の改善を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年5月31日現在)

事業区分	事業内容
メーカーベンダー事業	生活協同組合等の組合員・会員へのカタログ販売等及びTVショッピング等
SKINFOOD事業	「SKINFOOD」化粧品の店舗展開
ITソリューション事業	コンタクトセンターの構築等

(6) 主要な営業所 (平成28年5月31日現在)

当 社	本 社：名古屋市中村区 本社分室：名古屋市 東京支社：東京都中央区
( 連 結 子 会 社 ) 株式会社フードコスメ	本社：東京都中央区
( 連 結 子 会 社 ) アルファコム株式会社	本社：東京都中央区
( 連 結 子 会 社 ) 株式会社プライムダイレクト	本社：名古屋市中村区

(7) 使用人の状況（平成28年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
メーカーベンダー事業	119(20)名	11名増(9名増)
S K I N F O O D 事業	92(6)名	3名減(11名減)
I T ソリューション事業	11(-)名	3名減(-)
合計	222(26)名	5名増(2名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. メーカーベンダー事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて11名増加しておりますが、その主な理由は業容の拡大によります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112(16)名	5名増(5名増)	32.7歳	6.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況（平成28年5月31日現在）

借入先	借入額(千円)
株式会社愛知銀行	250,050
株式会社商工組合中央金庫	152,490
株式会社りそな銀行	124,952
株式会社三井住友銀行	115,408
株式会社みずほ銀行	88,322
株式会社十六銀行	64,201

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年5月31日現在）

- |            |            |                  |
|------------|------------|------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 7,766,400株 |                  |
| ② 発行済株式の総数 | 1,952,000株 | （自己株式88,900株を含む） |
| ③ 株主数      | 5,211名     |                  |
| ④ 大株主      |            |                  |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 A M	285,000	15.29
鬼 頭 洋 介	90,800	4.87
アイケイ取引先持株会	83,200	4.46
伊藤忠食品株式会社	64,000	3.43
飯 田 裕	48,500	2.60
株 式 会 社 協 和	39,200	2.10
濱 田 雅 巳	34,000	1.82
株 式 会 社 り そ な 銀 行	32,000	1.71
あいおいニッセイ同和 損 害 保 険 株 式 会 社	32,000	1.71
飯 田 清 子	31,000	1.66

(注) 当社は、自己株式88,900株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（平成28年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	飯 田 裕	
代表取締役社長兼COO	長 野 庄 吾	株式会社プライムダイレクト代表取締役社長 株式会社音生代表取締役社長
常 務 取 締 役	高 橋 伸 宜	管理統括
取 締 役	熊 澤 敬 二	海外統括
取 締 役	高 野 濟	株式会社ファインド・ニューズ代表取締役社長 合同会社PLANTS代表社員
常 勤 監 査 役	中 垣 幸 雄	
監 査 役	柿 澤 廣 二	
監 査 役	櫻 井 由 美 子	櫻井由美子公認会計士事務所所長 株式会社東祥社外監査役 株式会社プロトコーポレーション社外取締役

- (注) 1. 取締役高野 濟氏は、平成27年8月20日開催の第34期定時株主総会において、取締役選任され就任いたしました。なお、同氏は社外取締役であります。
2. 監査役柿澤廣二氏及び監査役櫻井由美子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役柿澤廣二氏及び監査役櫻井由美子氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役柿澤廣二氏は過去ヤマハライフサービス株式会社の代表取締役社長として財務・会計部門を管理・監督する立場にあり相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役櫻井由美子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、櫻井由美子氏の戸籍上の氏名は江藤由美子であり、公認会計士業務を櫻井由美子で行っております。
4. 平成27年8月20日付で取締役の地位を以下のとおり変更しております。
- ・代表取締役社長 飯田 裕氏は、代表取締役会長兼CEOに就任いたしました。
  - ・専務取締役 長野庄吾氏は、代表取締役社長兼COOに就任いたしました。
5. 当社は監査役櫻井由美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 （うち社 締 外 取 締 役）	5名 (1名)	112,805千円 (2,812千円)
監 （うち社 査 外 監 査 役）	3名 (2名)	10,968千円 (4,415千円)
合 （うち社 外 役 員） 計	8名 (3名)	123,773千円 (7,227千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年8月25日開催の第30期定時株主総会において賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成23年8月25日開催の第30期定時株主総会において賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。  
当事業年度に係る取締役賞与の支払予定額23,000千円(社外取締役に対する支給はありません)、監査役賞与93千円(うち社外監査役に対し40千円)及び役員退職慰労引当金の繰入額8,280千円(取締役5名に対し7,605千円(うち社外取締役に対し112千円)、監査役3名に対し675千円(うち社外監査役2名に対し175千円))。

### ③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高野 済氏は、株式会社ファインド・ニュースの代表取締役社長及び合同会社P L A N T Sの代表社員であります。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役櫻井由美子氏は、櫻井由美子公認会計士事務所所長及び株式会社東祥の社外監査役、株式会社プロトコーポレーションの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

### ロ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 高野 済	取締役就任以降に当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席いたしました。これまでの経営者としての経験、見識に基づき多様な視点から発言を行っております。
監査役 柿澤 廣二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。これまでの取締役及び監査役としての経験、見識に基づいた助言、提案及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 櫻井 由美子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 栄 監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に対する報酬等については、監査役会は過去の報酬実績を参考として同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、毎月1回開催の定時取締役会のほか、常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする社内役員会を毎週1回開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行うことにより監督機能の向上に努める。

ロ 当社グループは、法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業信頼方針」、「倫理行動規範」を定め、周知徹底を図るほか、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を当社の経営会議であるTOP会議内に設置し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の維持・向上を図る。さらに「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見を図る。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 「文書管理規程」の定めるところにより、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。

ロ 取締役及び監査役は必要に応じ、常時これらの文書等を閲覧できる。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 「リスク管理規程」を制定し、各部門にリスク管理の責任者を配置することで部門ごとの自主的なリスク管理を行う。

ロ 緊急事態発生時は「危機管理マニュアル」に従い、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに防止策を講じる。

ハ 当社グループは、各社の相互提携のもと当社グループ全体のリスク管理を行う。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 毎月1回開催の定時取締役会のほか、常勤取締役及び常勤監査役、執行役員を構成員とする社内役員会を毎週1回開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての報告・審議・決定等を機動的に行う。

- ロ 全社的経営目標を達成するため、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、事業部長及び各チームの責任者であるチームマネージャーを構成員とする収益管理会議を毎月1回開催する。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - イ グループ各社から定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点等を当社取締役会に報告する。
  - ロ 当社の内部監査室において、必要に応じてグループ各社の監査を実施し、関係部署に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項とその社員の取締役からの独立性に関する事項及びその社員に対する指示の実効性確保に関する事項
  - イ 当社は、監査役を補助する社員は配置していませんが、監査役から要請を受けた場合には、監査役会との協議により配置する。
  - ロ 監査役の職務を補助すべき社員の任命等における人事権に係る決定は、監査役会の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保する。
  - ハ 監査役より業務監査に必要な指示を受けた社員は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - イ 取締役は、取締役会、社内役員会等において、その担当する業務の執行状況について報告を行う。
  - ロ 監査役は、取締役会、社内役員会、その他重要な会議に出席するほか、業務執行に係る文書を開覧し、取締役又は社員に説明を求めることができる。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
  - イ 取締役及び社員は当社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項について、監査役に速やかに報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び社員に対し報告を求めることができる。

ロ 監査役及び監査役会は代表取締役社長、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的又は必要に応じて意見交換を行う。

- ⑩ 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び社員に対し、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況)

- ① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定時取締役会のほか、毎週1回社内役員会を開催し、職務執行についての確認をしている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は開催ごとに作成され、管理チームにて保存されている。また、稟議書についても同様である。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」及び「危機管理マニュアル」を基礎として、その重要性に応じてリスク対応している。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会のほか、毎週1回開催の社内役員会及び管理会計に基づく収益管理会議を毎月1回開催し、意思決定の迅速化及び課題に対する対策を立案・実行している。

- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において、連結子会社の代表取締役から現況及び課題・対策について報告を受けている。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項とその社員の取締役からの独立性に関する事項及びその社員に対する指示の実効性確保に関する事項

専任の監査役スタッフを置いていませんが、内部監査室と適切に連携をとっている。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は重要な社内会議に参加し、取締役又は社員から意見・報告を求めているほか、内部監査室と連携し各部門からの意見・報告を入手している。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用はその都度、精算処理している。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役及び監査役会は定期的に代表取締役社長、内部監査室、監査法人とそれぞれ情報・意見交換を行い、情報の共有化が図られている。
- ⑩ 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び社員が監査役へ報告したことにより、不利な取扱いを受けないことを周知している。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**

特記すべき事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成28年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,169,506	流動負債	2,685,936
現金及び預金	169,351	買掛金	1,035,815
受取手形及び売掛金	2,461,078	短期借入金	600,000
有価証券	66,597	1年内返済予定の 長期借入金	366,250
商品及び製品	1,266,096	未払金	412,299
原材料及び貯蔵品	11,107	未払法人税等	85,891
繰延税金資産	19,713	返品調整引当金	11,375
その他	177,984	その他	174,305
貸倒引当金	△2,422	固定負債	651,722
固定資産	676,410	長期借入金	432,005
有形固定資産	259,390	退職給付に係る負債	78,446
建物及び構築物	150,025	役員退職慰労引当金	129,610
土地	80,216	その他	11,660
その他	29,147	負債合計	3,337,658
無形固定資産	116,465	(純資産の部)	
のれん	42,977	株主資本	1,507,557
その他	73,488	資本金	401,749
投資その他の資産	300,554	資本剰余金	365,001
投資有価証券	20,692	利益剰余金	779,744
繰延税金資産	25,925	自己株式	△38,938
差入保証金	191,215	その他の包括利益累計額	700
その他	73,346	その他有価証券評価差額金	700
貸倒引当金	△10,625	純資産合計	1,508,257
資産合計	4,845,916	負債及び純資産合計	4,845,916

# 連結損益計算書

(平成27年6月1日から)  
(平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,908,187
売 上 原 価		8,320,066
売 上 総 利 益		5,588,121
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,382,857
営 業 利 益		205,263
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	317	
受 取 手 数 料	4,009	
受 取 家 賃	1,080	
そ の 他	1,374	6,781
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,204	
為 替 差 損	12,428	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	6,505	
そ の 他	2,464	29,603
経 常 利 益		182,442
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5,571	
減 損 損 失	7,681	13,252
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		169,189
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	105,446	
法 人 税 等 調 整 額	△9,653	95,793
当 期 純 利 益		73,396
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		73,396

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から)  
(平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年6月1日 期首残高	401,749	365,001	739,884	△38,938	1,467,697
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△33,535		△33,535
親会社株主に帰属する当期純利益			73,396		73,396
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	39,860	-	39,860
平成28年5月31日 期末残高	401,749	365,001	779,744	△38,938	1,507,557

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
平成27年6月1日 期首残高	2,657	2,657	1,470,354
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△33,535
親会社株主に帰属する当期純利益			73,396
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,957	△1,957	△1,957
連結会計年度中の変動額合計	△1,957	△1,957	37,902
平成28年5月31日 期末残高	700	700	1,508,257

# 貸借対照表

(平成28年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,892,808</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,509,654</b>
現金及び預金	132,536	買掛金	1,015,272
受取手形	1,157	短期借入金	600,000
売掛金	2,353,766	1年内返済予定の長期借入金	281,706
有価証券	66,597	未払金	412,386
商品及び製品	1,105,735	未払費用	84,291
原材料及び貯蔵品	10,483	未払法人税等	82,290
前渡金	26,471	返品調整引当金	11,375
前払費用	53,235	その他	22,332
短期貸付金	142,742	<b>固定負債</b>	<b>552,831</b>
繰延税金資産	18,454	長期借入金	298,654
その他	38,921	退職給付引当金	78,446
貸倒引当金	△57,294	役員退職慰労引当金	129,610
<b>固定資産</b>	<b>714,437</b>	関係会社事業損失引当金	35,960
<b>有形固定資産</b>	<b>214,800</b>	その他	10,160
建物	114,329	<b>負債合計</b>	<b>3,062,485</b>
車両運搬具	1,040	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	15,736	<b>株主資本</b>	<b>1,544,059</b>
土地	80,216	資本金	401,749
リース資産	3,476	資本剰余金	365,001
<b>無形固定資産</b>	<b>51,517</b>	資本準備金	324,449
ソフトウェア	50,308	その他資本剰余金	40,552
その他	1,209	<b>利益剰余金</b>	<b>816,246</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>448,119</b>	利益準備金	9,500
投資有価証券	6,227	その他利益剰余金	806,746
関係会社株式	85,769	別途積立金	400,000
長期貸付金	519,225	繰越利益剰余金	406,746
長期前払費用	10,105	<b>自己株式</b>	<b>△38,938</b>
繰延税金資産	25,925	評価・換算差額等	700
その他	165,607	その他有価証券評価差額金	700
貸倒引当金	△364,741	<b>純資産合計</b>	<b>1,544,759</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,607,245</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,607,245</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年6月1日から)  
(平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,897,033
売 上 原 価		7,683,307
売 上 総 利 益		4,213,726
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,965,393
営 業 利 益		248,333
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,778	
受 取 手 数 料	29,853	
そ の 他	6,702	43,334
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,603	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,963	
為 替 差 損	13,076	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	6,505	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	23,124	53,273
経 常 利 益		238,394
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5,571	5,571
税 引 前 当 期 純 利 益		232,823
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	106,642	
法 人 税 等 調 整 額	△8,518	98,124
当 期 純 利 益		134,699

# 株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から)  
(平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計
					別 積	途 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成27年6月1日 期首残高	401,749	324,449	40,552	365,001	9,500	400,000	305,583	715,083
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△33,535	△33,535
当期純利益							134,699	134,699
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	101,163	101,163
平成28年5月31日 期末残高	401,749	324,449	40,552	365,001	9,500	400,000	406,746	816,246

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年6月1日 期首残高	△38,938	1,442,896	2,657	2,657	1,445,553
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△33,535			△33,535
当期純利益		134,699			134,699
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△1,957	△1,957	△1,957
事業年度中の変動額合計	—	101,163	△1,957	△1,957	99,206
平成28年5月31日 期末残高	△38,938	1,544,059	700	700	1,544,759

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年7月8日

株式会社アイケイ  
取締役会 御中

#### 栄 監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	澤 田	博	Ⓔ
業務執行社員	公認会計士	市 原	耕 平	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイケイの平成27年6月1日から平成28年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイケイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年7月8日

株式会社アイケイ  
取締役会 御中

#### 栄 監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	澤 田	博	Ⓔ
業務執行社員	公認会計士	市 原	耕 平	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイケイの平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 7月11日

株式会社アイケイ 監査役会  
常勤監査役 中 垣 幸 雄 ㊟  
社外監査役 柿 澤 廣 二 ㊟  
社外監査役 櫻 井 由美子 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、純資産配当率2%を基本方針としております。配当方針及び今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき、普通配当を18円とし、さらに当社の第35期決算を記念して2円を加え、20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は37,262,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年8月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行するために、定款の一部を変更するものであります。
- ② その他、上記の変更に伴う所要の変更等を行うものであります。
- ③ 本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力が生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、<u>選任後1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員の予選の効力は、選任後2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが</u>できる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役の員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第29条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条（条文省略） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条（条文省略）</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第30条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条（現行どおり） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第34条～第37条（現行どおり）</p>

**第3号議案** 取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役5名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員であるものを除く。)4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	飯田 裕 (昭和三十年三月二十三日生)	昭和57年5月 アイケイ商事有限会社(現株式会社アイケイ)設立 取締役 平成2年4月 当社代表取締役社長 平成27年8月 当社代表取締役会長兼CEO(現任)	48,500株
2	長野 庄吾 (昭和四十四年十二月二十五日生)	平成7年8月 当社入社 平成12年5月 当社営業部部門長 平成14年2月 当社営業企画部部門長 平成16年3月 当社執行役員 平成17年8月 当社取締役 平成17年10月 当社取締役兼バイヤーチームマネージャー 平成18年6月 当社取締役企画統括担当兼バイヤーチームマネージャー 平成19年4月 当社取締役企画統括 平成20年12月 当社取締役ダイレクトマーケティング統括 平成24年8月 当社取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 平成25年6月 当社常務取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 平成26年6月 当社専務取締役営業統括 平成27年8月 当社代表取締役社長兼COO(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プライムダイレクト 代表取締役社長 株式会社音生 代表取締役社長	10,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たか 高 橋 伸 宜 (昭和34年4月27日生)	<p>平成12年6月 当社入社</p> <p>平成13年6月 当社管理部部門長</p> <p>平成16年3月 当社管理チームマネージャー</p> <p>平成17年8月 当社取締役兼管理チームマネージャー</p> <p>平成18年6月 当社取締役管理統括担当兼管理チームマネージャー</p> <p>平成19年4月 当社取締役管理統括</p> <p>平成24年8月 当社常務取締役管理統括（現任）</p>	9,000株
4	くま 熊 澤 敬 二 (昭和46年7月23日生)	<p>平成8年6月 当社入社</p> <p>平成16年3月 当社食品チームマネージャー</p> <p>平成18年1月 当社執行役員兼食品チームマネージャー</p> <p>平成18年6月 当社執行役員ローカロ事業部統括</p> <p>平成20年4月 当社執行役員兼食品バイヤーチームマネージャー、ローカロ事業部マネージャー</p> <p>平成20年8月 当社取締役</p> <p>平成20年12月 当社取締役食品統括</p> <p>平成25年8月 当社取締役海外・特販統括</p> <p>平成26年6月 当社取締役海外統括（現任）</p>	7,000株

(注)各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	近藤 さきえ (昭和51年2月13日生)	平成12年10月 監査法人伊東会計事務所入所 平成19年8月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成23年4月 公認会計士近藤さきえ事務所開設 所長(現任) 平成23年6月 栄監査法人入所 (重要な兼職の状況) 公認会計士近藤さきえ事務所 所長	一株
2	高野 なる (昭和37年8月2日生)	平成2年4月 株式会社ファインド・ニューズ 代表取締役社長(現任) 平成27年8月 当社社外取締役(現任) 平成27年11月 合同会社PLANTS 代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ファインド・ニューズ 代表取締役社長 合同会社PLANTS 代表社員	一株
3	櫻井 由美子 (昭和44年3月1日生)	平成4年10月 監査法人伊東会計事務所入所 平成12年1月 櫻井由美子公認会計士事務所開設 所長(現任) 平成21年6月 株式会社東祥 社外監査役(現任) 平成22年8月 当社社外監査役(現任) 平成26年6月 株式会社プロトコーポレーション 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 櫻井由美子公認会計士事務所 所長 株式会社東祥 社外監査役 株式会社プロトコーポレーション 社外取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 近藤さきえ氏、高野 済氏及び櫻井由美子(戸籍上の氏名:江藤由美子)氏は社外の監査等委員である取締役候補者であります。
  3. 高野 済氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
  4. 近藤さきえ氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての税務及び会計に関する知識及び企業等の会計監査業務の経験等を、当社の経営の監督及び監査体制の強化に活かしていただくことを期待しております。
  5. 高野 済氏は、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただいております。その豊富な経験、知見等を経営の監督及び監査に活かしていただくことを期待しております。
  6. 櫻井由美子氏は、当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行していただいております。その豊富な経験、知見等を経営の監督及び監査に活かしていただくことを期待しております。
  7. 櫻井由美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外の監査等委員である取締役に就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
  8. 近藤さきえ氏は、本議案が承認可決され、同氏が社外の監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
にわまさお 丹羽正夫 (昭和27年2月24日生)	昭和61年1月 丹羽正夫司法書士事務所設立、同所長(現任) 平成5年3月 初穂商事株式会社 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 丹羽正夫司法書士事務所 所長 初穂商事株式会社 社外監査役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 丹羽正夫氏は補欠の社外の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 丹羽正夫氏を補欠の監査等委員である取締役として選任する理由は、法律の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、また同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、監査役としての経験も豊富でありますことから当社の監査体制の強化に繋がるものと判断しております。

**第6号議案** 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額の設定及び監査等委員である取締役の報酬額の設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年8月25日開催の第30期定時株主総会において各事業年度を対象とし、賞与を含めて年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただき、また、監査役の報酬額は、同株主総会において各事業年度を対象とし、賞与を含めて年額60百万円以内と決議いただき、それぞれ今日に至っております。

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を、各事業年度を対象とし、賞与を含めた報酬として年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)とさせていただくこと、及び各取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとする、また、監査等委員である取締役の報酬額を、各事業年度を対象とし、賞与を含めた報酬として年額60百万円以内とさせていただくこと、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件」並びに第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員であるものを除く。)は4名となり、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される中垣幸雄氏、柿澤廣二氏、櫻井由美子氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、時期及び方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。また、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、櫻井由美子氏に対する退職慰労金の贈呈の時期につきましては、取締役の退任時といたします。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
中垣幸雄	平成23年8月 当社常勤監査役(現任)
柿澤廣二	平成13年8月 当社監査役 平成22年8月 当社社外監査役(現任)
櫻井由美子	平成22年8月 当社社外監査役(現任)

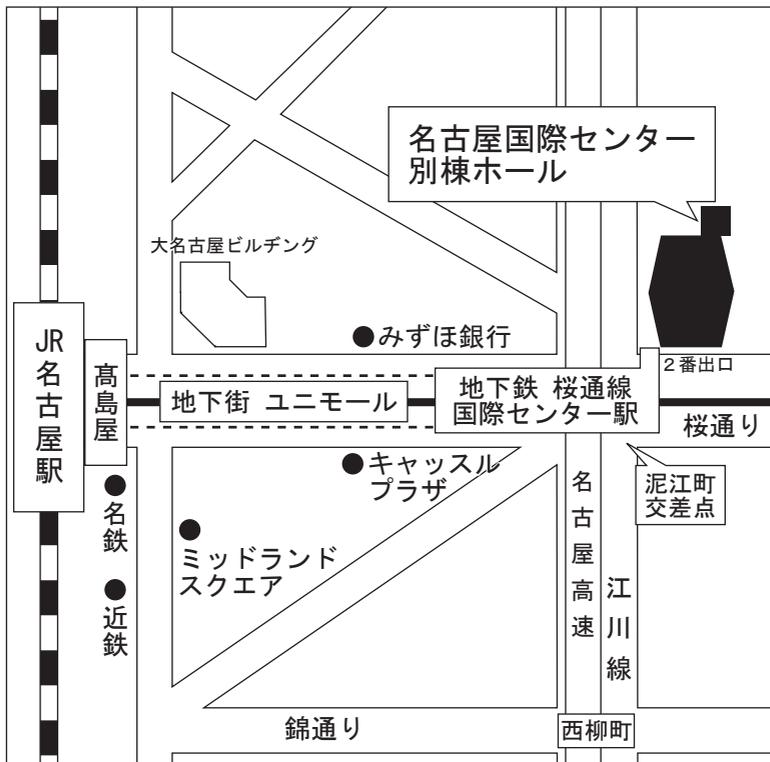
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号  
名古屋国際センター 別棟ホール  
本年は会場が前回と異なっております。



## 交通機関

- ・ JR名古屋駅 桜通口から徒歩7分  
(地下街ユニモールを進んでいただくと、国際センター駅2番出口方面から連絡通路直結)
  - ・ 地下鉄桜通線「国際センター駅」2番出口方面から連絡通路直結
- ※当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。